

— 第2次 —

あま市人権尊重の まちづくり行動計画

思いやりと 助け合いで 築こう
人権尊重のまち “あま”

令和4 (2022) 年3月

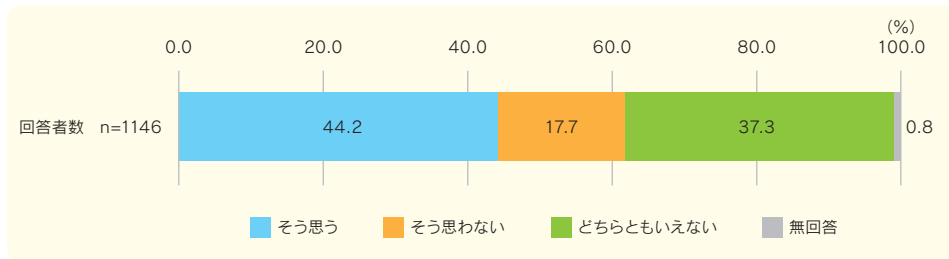


あま市

人権とは

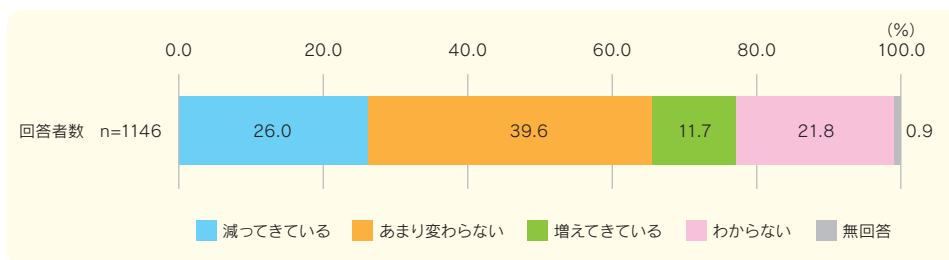
「人権」とは、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」であり、誰もが幸福に生きていくために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

問：今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。



「そう思う」が44.2%、「そう思わない」が17.7%、「どちらともいえない」が37.3%となっています。

問：日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。



「減ってきている」が26.0%、「あまり変わらない」が39.6%、「増えてきている」が11.7%、「わからない」が21.8%となっています。

計画策定の趣旨

少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。

昨今では、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題、性的マイノリティ(LGBT等)などに対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込み、外国人に対するヘイトスピーチ等、新たな人権問題が生じています。

また、直近では、令和元(2019)年度から続いている新型コロナウイルス(COVID-19)への対応が長期化する中で、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなど、関係者への人権侵害が問題視されています。

平成28(2016)年の、いわゆる「人権三法」の施行を始め、近年でも多くの人権に関する法制度が施行されており、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

本市においては、令和2(2020)年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施し、そこで明らかになった人権に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定します。

計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度を目標年度とする、10年計画として策定します。

平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
あま市人権尊重のまちづくり行動計画 (改訂版)					第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画									
				見直し					中間 見直し					

計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「第2次あま市総合計画」のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

SDGsについて

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、持続可能な世界を実現するために作られたもので、日本国内でも、全国の各自治体がSDGsへの取組を強化しています。また、本市の「第2次あま市総合計画」においてもSDGsの考え方が取り入れられています。

2030アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。

本計画においては、SDGsの考え方を意識して取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念と基本目標

人は社会において、多くの人々と関わり合いながら、そのつながりの中で生きています。すべての人々が他者とのつながりを重んじ、平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、互いに思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にす豊かな感性を身につけ、人権課題を正しく理解し、思いやりにあふれた高い人権意識を持って行動していくことが大切です。

人権をめぐる問題は、時代とともに変化していますが、人権尊重に向けた活動は普遍的なものです。本計画においては、これまでの取組・施策を継承しつつ、人権尊重のまちづくりの実現に向けての取組を一層強化していくために、「思いやりと 助け合いで 築こう 人権尊重のまち“あま”」を基本理念として掲げます。

また、基本理念を実現するため、4つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

【基本理念】
思いやりと 助け合いで 築こう 人権尊重のまち“あま”

【基本目標】

自分らしく生きる 社会を目指す
誰もが多様な人生の可能性の中から、個性と能力を十分発揮しながら、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、地域の中で自分らしく生きることができる社会を目指します。

認め合い、尊重しあう 人権尊重のまちを目指す
お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合い、人権尊重の意識が日常の暮らしの中に定着した、人権尊重のまちを目指します。

助け合い、支え合う 共生社会を目指す
市民、事業所、行政等による協働の取組の推進を図り、それぞれの価値観・個性を尊重する高い人権意識の下で、お互いに助け合い、支え合いながら暮らしていける共生社会を目指します。

物理的・心理的な バリアフリーを目指す
すべての市民が住みなれた地域で、安全で安心して社会生活を送ることのできるよう、物理的障壁、心理的障壁などあらゆる障壁を取り除き、バリアフリーのまちを目指します。

具体的取組

4項目の重点施策(共通施策)、10項目の重点課題(分野別施策)について、取組の方向性を示し、計画を推進します。

重点的に取り組む人権施策の推進(共通施策)

1. 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

人権啓発イベントの実施や学習機会等を充実させ、正しい情報を積極的に発信することにより、家庭、地域における人権教育・啓発を推進します。

また、人権教育・啓発の指導者の育成や、家庭、地域、学校、事業所などが連携・協力して支援する体制を充実します。

- 【取組の方向性】**
- (1) 家庭における人権教育・啓発の推進
 - (2) 地域における人権尊重の環境づくり

2. 学校等における人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権尊重の教育を推進するとともに、保育者、教職員の資質向上を図ります。

さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない・させない意識を高める指導を充実します。

- 【取組の方向性】**
- (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実
 - (2) 保育者、教職員の資質向上を図る研修の充実
 - (3) 家庭・地域との連携強化

3. 職場における人権教育・啓発の推進

人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、社会的責任を果たす取組が推進されるよう、関係機関と連携しながら企業における人権教育・啓発を充実します。

また、特に人権に関わりが深い職業に従事する人に対する人権教育・啓発を充実します。

- 【取組の方向性】**
- (1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実
 - (2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり
 - (3) 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

4. 人権擁護の推進

市民に関する個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

また、人権に関する様々な悩みや問題の解消に向けて、市民が相談サービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

- 【取組の方向性】**
- (1) 個人情報保護の体制強化
 - (2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

重要課題(分野別施策)と取組の方向性

1. 女性

一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮しながら、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

〔取組の方向性〕

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり
- (3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援
- (4) 女性のエンパワーメント
- (5) 生涯を通じた健康支援

2. 子ども

子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校等と連携を深め、地域社会全体で子どもを守り育てるために、一体となった取組を進めます。

〔取組の方向性〕

- (1) 子どもの権利に関する意識の向上
- (2) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり
- (3) 人権教育(保育)の充実
- (4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

3. 高齢者

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく生活が続けられるように取り組んでいくとともに、高齢者の人権が尊重され、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

〔取組の方向性〕

- (1) 高齢者に対する理解の普及
- (2) 安心して暮らすための支援
- (3) 高齢者の生きがい活動への支援
- (4) 権利擁護の充実
- (5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

4. 障がいのある人

障がいのある人の人権を守るために、各種制度や支援、設備の整備といったハード面でのバリアフリー化とともに、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深め、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう「心のバリアフリー」を推進します。

〔取組の方向性〕

- (1) 障がいのある人に対する理解の普及
- (2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援
- (3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実
- (4) 権利擁護の充実
- (5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

5. 部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会の実現を目指します。

また、人権意識を高めるため学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

さらに、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組みます。

〔取組の方向性〕

- (1) 部落差別(同和問題)の解消に向けた教育及び啓発の推進
- (2) 人権ふれあいセンターの有効活用
- (3) 「えせ同和行為」の排除

6. 外国人

在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、異なる国籍や違う文化的背景を持つ人々が多様性を認め合いながら、国籍や文化の違いにかかわらず、同じ地域の一員として、お互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【取組の方向性】

- (1) 多文化共生社会の推進

- (2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

7. インターネットによる人権侵害

インターネット上でのモラルやマナーについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、インターネットを利用する人、しない人との間の情報格差が発生しないよう、積極的な情報提供を推進します。

【取組の方向性】

- (1) インターネットによる人権侵害の防止対策

- (2) 情報格差が生じない社会づくり

8. ハンセン病・感染症患者等

ハンセン病やHIV感染症、新型コロナウイルス感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病・感染症患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

また、保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

【取組の方向性】

- (1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

- (2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

9. 性的マイノリティ

多様な性のあり方について正しく理解するとともに、互いに認め合い、受容する意識を一人ひとりが持ち、すべての人が性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

【取組の方向性】

- (1) 性的マイノリティ(LGBT等)の理解の推進

10. 様々な人権問題

その他の様々な人権問題や、今後新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

【取組の方向性】

- (1) 様々な人権問題に対する正しい理解の普及

計画の推進

1. 基本姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2. 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

さらに、人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取組への協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」、関係各課で構成する「あま市人権施策推進本部」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に掲げた内容については、取組の進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

人権相談所の開設

皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたり、困りごとや心配ごとがあるときに気軽に相談できる場所として、本市では原則毎月第3金曜日に人権相談所を開設しています。

開設日、開設場所は、市公式ウェブサイトをご覧ください。



<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1002851/1002852.html>

第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画【概要版】

発行 令和4(2022)年3月
編集 あま市企画財政部人権推進課
〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

TEL 052-444-1001(代表)
FAX 052-441-8330
URL <https://www.city.ama.aichi.jp/>